“協働”による災害救援活動

新潟県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結に向けての指針

2004 年以降の主な災害

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

社会福祉協議会の災害時における人材
派遣システムのあり方に関する検討会

平成 20 年 12 月

目　　次

新潟県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結に向けての指針

新潟県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結に向けての指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅰ　基本指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

1　社協が災害救援活動を行う意義

2　社協のネットワークを活かした活動の意義

3　先遣活動の意義

4　社協と他機関・団体等との「協働」の意義

Ⅱ　被災地社協の活動指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

1　住民への情報提供、伝達、避難誘導

2　被害の確認

3　要援助者等の安否確認

4　社協の本所と支所間における一体的な災害救援活動

5　災害支援体制の整備

6　災害ボランティアセンター

Ⅲ　支援社協の活動指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

1　相互支援の内容

2　支援社協職員の派遣

Ⅳ　県社協の活動指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

1　情報の収集・提供

2　災害時の職員派遣の調整

3　人材養成及び確保

4　相互支援体制の確立

Ⅴ　日頃の取り組みと心構え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

1　災害時の行動基準やマニュアルの策定

2　関係機関との連携

3　自治体との関係

4　見守り体制づくり

5　人材の養成及び確保

6　災害ボランティア活動や防災活動の啓発

社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定

☞社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定　・・・・21

☞社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定実施細則・・23

☞社会福祉協議会における災害救援活動連絡会議　設置要領　・・・・・34

社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討会

☞社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する
検討事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

☞社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する
検討会 検討委員及び作業部員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・39

☞社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する
検討会 設置要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

新潟県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結に向けての指針

新潟県社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結に向けての指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅰ　基本指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅱ　被災地社協の活動指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅲ　支援社協の活動指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

Ⅳ　県社協の活動指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

Ⅴ　日頃の取り組みと心構え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

新潟県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結に向けての指針

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震や平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震をはじめ、当県は数多くの自然災害に見舞われてきた。そのたびに、県内の社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、被災地の社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）を主体とした災害救援活動を展開するため、活動において求められる人材を確保し派遣するなど、相互に連携しながら被災地並びに被災者救援活動を行ってきたところである。

「新潟県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結に向けての指針」（以下「指針」という。）は、**“災害時における相互扶助の精神に基づく県内社協のネットワーク活動”**をより強固なものにし、そのメリットを最大限に活かした災害救援活動を実行するため、被災地社協、被災地を支援する社協（以下「支援社協」という。）及び新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が果たすべき役割と連携のあり方など、**“災害救援活動の根幹”**として掲げるものである。

図１　災害救援活動を展開するための合意形成と効果的な活動の推進

Ⅰ　基本指針

1　社協が災害救援活動を行う意義 ～ なぜ社協が災害救援活動を行うのか ～

■　災害の復旧や復興は、災害対策基本法等関係法令に基づき、自治体が一義的に対応するものである。しかし、社協の本来の役割である地域福祉の推進や支援を要する住民への社会福祉活動等と密接に繋がる活動でもある。

■　災害時には住民生活が強く脅かされ、一時的にせよ、地域住民すべてが支援の対象者となり、自治会などによるコミュニティの崩壊、弱体化が起こり住民の多様な生活課題が発生し、個人の力だけでは生活の立て直しが困難な状況に陥る。

■　社協は、地域福祉の推進を図ることを目的とした、中核的な民間団体として、住民の生活不安や生活・福祉課題を解決する使命がある。住民生活が強く脅かされる非常時だからこそ、社協の機能である、フォーマル、インフォーマルの活動を駆使して、個別支援から地域支援を視野に入れ、**“地域コミュニティの再生・再構築を目途とする総合的な支援活動”**を行うことに意義がある。

■　しかし、災害救援活動は、災害時の固有業務に併せ、平常時の業務も平行して行わなければならない。平常時の業務量をはるかに超え、しかも時間的猶予が許されない過酷な条件の中、被災地社協の人員のみで業務を遂行することは不可能となる場合がある。

■　そこで、この難局を乗り切るために、**“社協のネットワークを活かした相互支援による活動”**が必要不可欠となる。

図２　社協が災害救援活動を行う意義

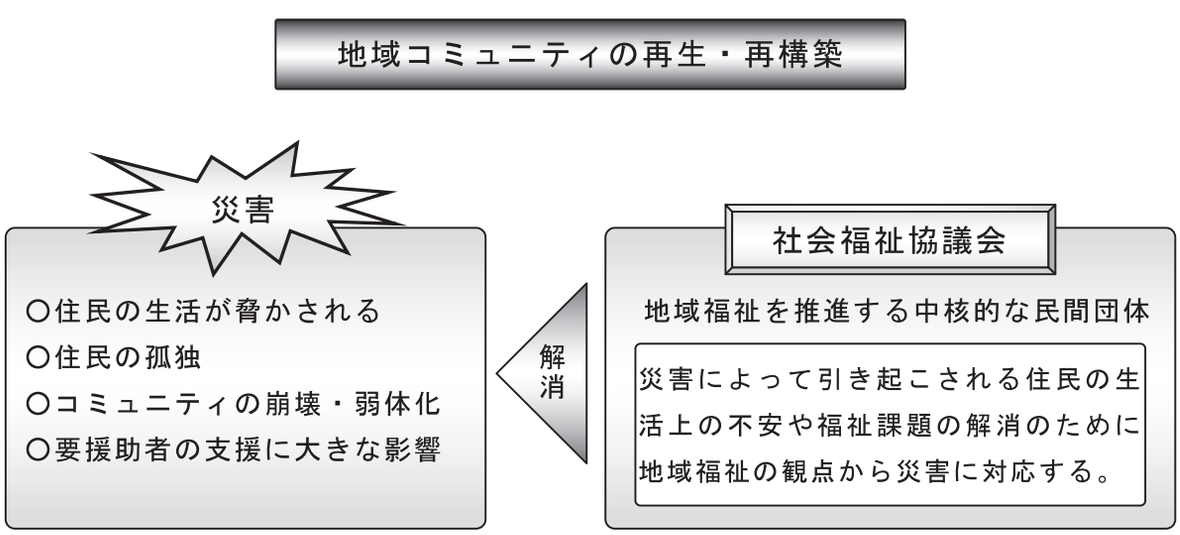

2　社協のネットワークを活かした活動の意義 ～社協組織のスケールメリット～

■　被災地社協が業務を円滑に遂行するためには、**“継続的な支援者の確保”**及び**“一定の資質を備えた支援者の確保”**が必要不可欠である。

■　社協は全国の都道府県･政令指定都市並びに、市町村に組織化された法人として、そのネットワークの規模（大きさ）は他に類を見ない。

■　また社協は、全国域、都道府県域、市町村域において地域福祉活動を推進する職員が配置され、相互に連携を図りながら各エリアの地域福祉活動を推進する重層的支援体制が整っており、横断的な専門職のネットワークが図られている。

■　この、**“社協組織のスケールメリットであるネットワーク”**を活かした機動力を効果的に活用し相互支援を行うことで、広域災害や大規模災害など、支援期間が長期に亘る場合も、継続的かつ安定的な災害救援活動が可能となる。

■　さらに、相互支援を行うことにより、県内社協全体としての災害対応能力を高められることや、社協の社会的評価の向上にも繋がる。

■　また、被災地社協の立場からすると、県内の社協職員からの支援は、同じ仲間としての安心感のもと協働活動が行える。災害時に円滑な支援活動を進める上でも、平常時から研修会、会議等を通じ、社協職員同士の**“顔の見えるネットワークづくり”**を進めていくことが大切である。

図３　社協組織のスケールメリット（人的支援）

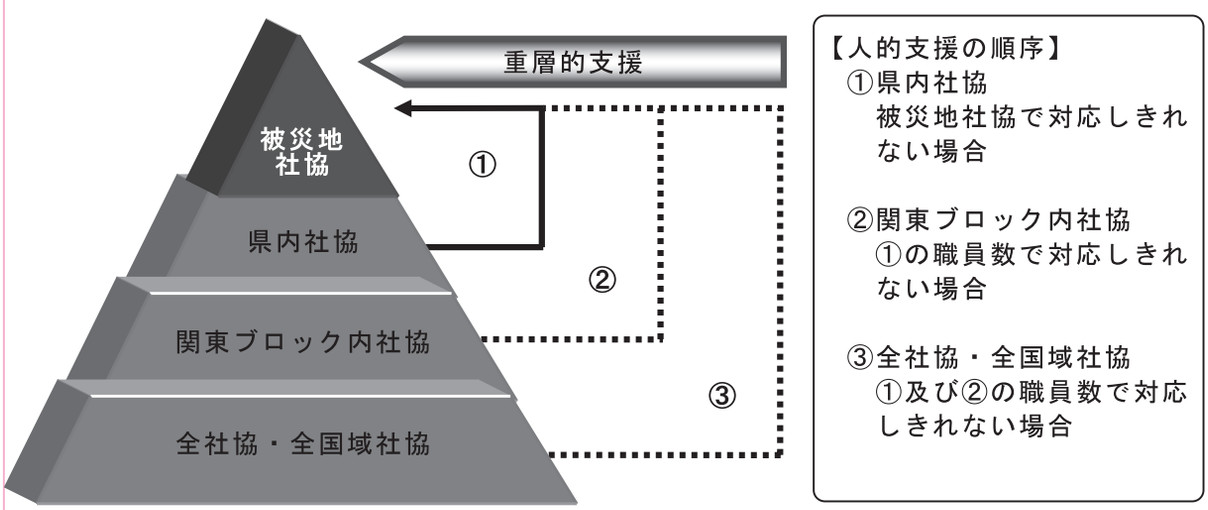

3　先遣活動の意義　～ 発災直後の調査・情報収集活動の取り組み ～

■　被災地社協が、発災初期において、速やかに被害の全体像を把握する行為は、災害救援活動を早い段階に効果的に取り組むために極めて重要な要件である。

■　しかし、災害規模の程度によって、被災地社協がこの活動を行う体制が迅速に整わない場合、支援社協は被災地社協の先遣活動に協力するために、**“県社協及び他の支援社協の協働による先遣活動体制”**を構築しなければならない。

■　また、新潟県中越沖地震では、新潟県中越地震を経験した支援社協職員が、発災直後に主体的に被災地へ駆けつけ、災害ボランティアセンター開設の判断、運営方法に関する助言、経験に基づく長期的な展望をもとに外部からの支援要請の必要性等に関する提案活動がなされた。

■　このような被災経験等に基づく相互支援活動は、**“災害救援活動を予見しにくい被災地社協にとって有意義”**なものであり、先遣活動における重要な活動として位置づける。

■　つまり、先遣活動は、**“被災地域や被災地社協の被害状況に関する情報収集・調査活動”**を行うだけにとどまらず、**“被災地社協の地域福祉・ボランティア推進部門による災害対応”**、**“災害ボランティアセンターの設置・初期の運営”**、又は**“支援社協及び県外社協による支援の必要性等に関して、被災地社協に提案及び助言”**する役割を併せて担うことになる。

図４　先遣活動項目

1　被災状況の情報収集及び調査活動

【被災地域の状況】
- 家屋の被害
- ライフラインの被害
- 公共交通機関の被害
- 社会福祉施設等の被害
- 避難所の開設

【被災地社協の状況】
- 職員の安否確認
- 社協サービス利用者の安否確認
- 社協サービス機能
- 本所と支所の連携機能

2　被災地社協への提案及び助言活動

(1) 地域福祉・ボランティア推進部門による災害対応

(2) 災害ボランティアセンターの設置及び運営

(3) 支援社協及び県外社協による支援の必要性

4　社協と他機関・団体等との「協働」の意義 ～「協働」による災害救援活動～

■　“社協は住民ニーズに対応する地域に密着した活動を展開する組織”である。

■　しかし、災害という想定を遙かに超えた事態の中では、社協が持ち合わせている知識・ノウハウに加え、被災者支援のための災害救援活動を行うための特有の専門的知識・技術も兼ね備えなければならない。

■　一方、災害時には、災害救援活動の知識・ノウハウを持つＮＰＯ法人等が被災地に駆けつけ、活動を行う実例が数多く見受けられる。しかし、これらＮＰＯ法人等は、過去の災害の経験から災害救援活動に関する知識・ノウハウは持ち合わせているが、被災地の地理に不慣れな上、その地域の持つ独自の地域性の理解などは不十分な場合も考えられる。

■　過去の災害ボランティアセンターにおいて、自治体、自治会、青年会議所等の“地域を基盤とした組織機能が、社協が持ち合わせる地域福祉を推進する機能と融合し、効果的な災害救援活動を展開した実例は数多く”見受けられた。

■　このように、災害救援活動に関わる機関・団体が、それぞれの持ち合わせている知識・ノウハウだけでは対応に限界があるため、各々の機関・団体の有する役割と活動の特性等を理解し合い、協調し活動にあたることにより、“「１＋１＝２以上の効果」の相乗効果が生まれる”ことに「協働」の意義がある。

図５　民間団体等による災害救援活動のイメージ

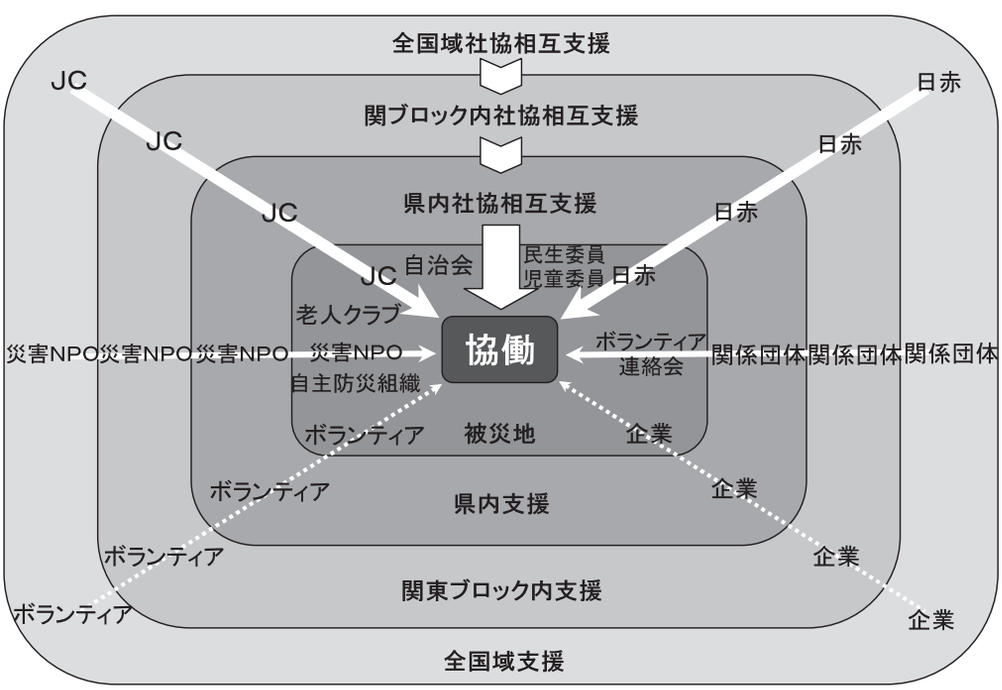

Ⅱ　被災地社協の活動指針

1　住民への情報提供、伝達、避難誘導

■　被災地社協は、避難準備情報の発令が見込まれる段階から、地元自治体と連絡を密に取り、甚大な被害の発生が見込まれる場合は、**“地域防災計画に基づいた行動”**を基本としながら、地区社協等の地域組織への情報提供、伝達を行うことが必要である。

■　水害の場合は、天気予報等により、ある程度の災害状況の予測ができることから、住民への情報伝達や避難誘導を行う時間が確保できる可能性がある。

■　さらに、老人福祉センター等、不特定多数の住民が利用する施設を経営する社協は、速やかに避難誘導を行うなど、**“利用者の安全確保を行う責務”**がある。

■　非常時の避難誘導を円滑に行うためにも、施設においては平時から避難訓練を定期的に実施しておく必要がある。

2　被害の確認

(1)　被災状況の確認

■　発災直後は情報伝達手段の寸断等により、情報の集約・提供が極めて困難な事態となる。たとえ情報が寄せられた場合でも、断片的な情報であったり、信憑性に欠ける情報が寄せられるとも限らない。

■　そのため、**“職員自らが所管する地域の被災地に出向き、被害状況の把握や確認を行う”**必要がある。すでに避難所が開設されている場合は、**“避難住民の状況や生活課題の把握等の情報”**も併せて収集する必要がある。

(2)　社協施設の被害確認

■　社協が事務局を設置する建物や、指定管理者として運営管理を行っている施設等の被害状況の把握を行う。

■　なお、指定管理者として運営管理を行っている施設については、被害状況の把握が出来次第、速やかに行政担当部署へ報告を行う必要がある。

(3) 自治体の動きの把握

■ 自治体の災害対策本部及び福祉関係部署は、被災地の情報が一元的に集約されるため、社協として災害救援活動を展開するためにも、常にその動きや情報を把握することは必要不可欠である。

■ また、災害の復旧や復興は自治体が一義的に対応することは前述したとおりであり、**“社協は被災地において側面的な支援を行う立場”**が基本である。

■ したがって、災害対策に関する自治体との役割分担等については、**“平時から十分に連携を図り、支援体制づくりを確立”**しておく必要がある。

3 要援助者等の安否確認

(1) 要援助者の安否確認

■ **“災害時要援(助)護者名簿”**に基づき、**“地縁組織や民生委員・児童委員等の協力”**を得ながら要援助者の安否確認や、情報収集活動を行う。

■ なお、要援助者への安否確認の手段・方法については、原則として自治体ごとに定められている方法に沿って行わなければならない。

(2) 社協が行う福祉・介護サービス利用者の安否確認

■ 介護保険事業、並びに住民参加型在宅福祉サービス事業等を実施している社協においては、サービス利用者の安否確認を行う必要がある。また、小地域ネットワークや、あったかネットワーク等の利用者も同様に安否確認の対象となる。

■ なお、介護保険事業等の利用者への安否確認については、優先順位を定めておくことも必要である。**“優先順位の例”としては、①「医療依存度が高い利用者」、②「独居･高齢者のみ等の利用者」、③「その他の利用者」**があげられる。

4 社協の本所と支所間における一体的な災害救援活動

■ 広域の市町村合併に伴い、合併を行った被災地社協は本所及び支所間の情報共有を緊密に行う必要がある。

■ 災害の規模により、同一市町村内の地域ごとに被害の差が大きく生じることも十分考えられる。所管する地域の一体的な災害救援活動を進めるため、**“情報の収集や伝達、共有を緊密”**に行わなければならない。

5　災害支援体制の整備

■　被災地社協は、情報を集約した上で、災害ボランティアセンター等推進拠点の設置の判断を含め、「**災害救援活動を進めるための方針**」（以下、「**災害救援活動計画**」という。）を策定する。

■　この、「**災害救援活動計画**」には、①「**被災地を取り巻く状況**」、②「**想定されるニーズ**」、③「**ボランティア受入数**」、④「**必要とされる支援者数**」、など短期的又は中期的に想定される事項を盛り込み策定するもので、“**県社協への支援要請の根拠**”となる。必要があれば、先遣隊からの助言や提案をふまえ策定する。

■　なお、“**避難所の運営**”は、基本的に地元自治体の災害対策本部が運営するが、社協は要援助者に対する支援機能を備える機関として、自治体から福祉避難所の運営協力の依頼が来る場合も考えられるため、“**支援体制の整備**”を検討する必要がある。

図６　災害支援体制整備の手順

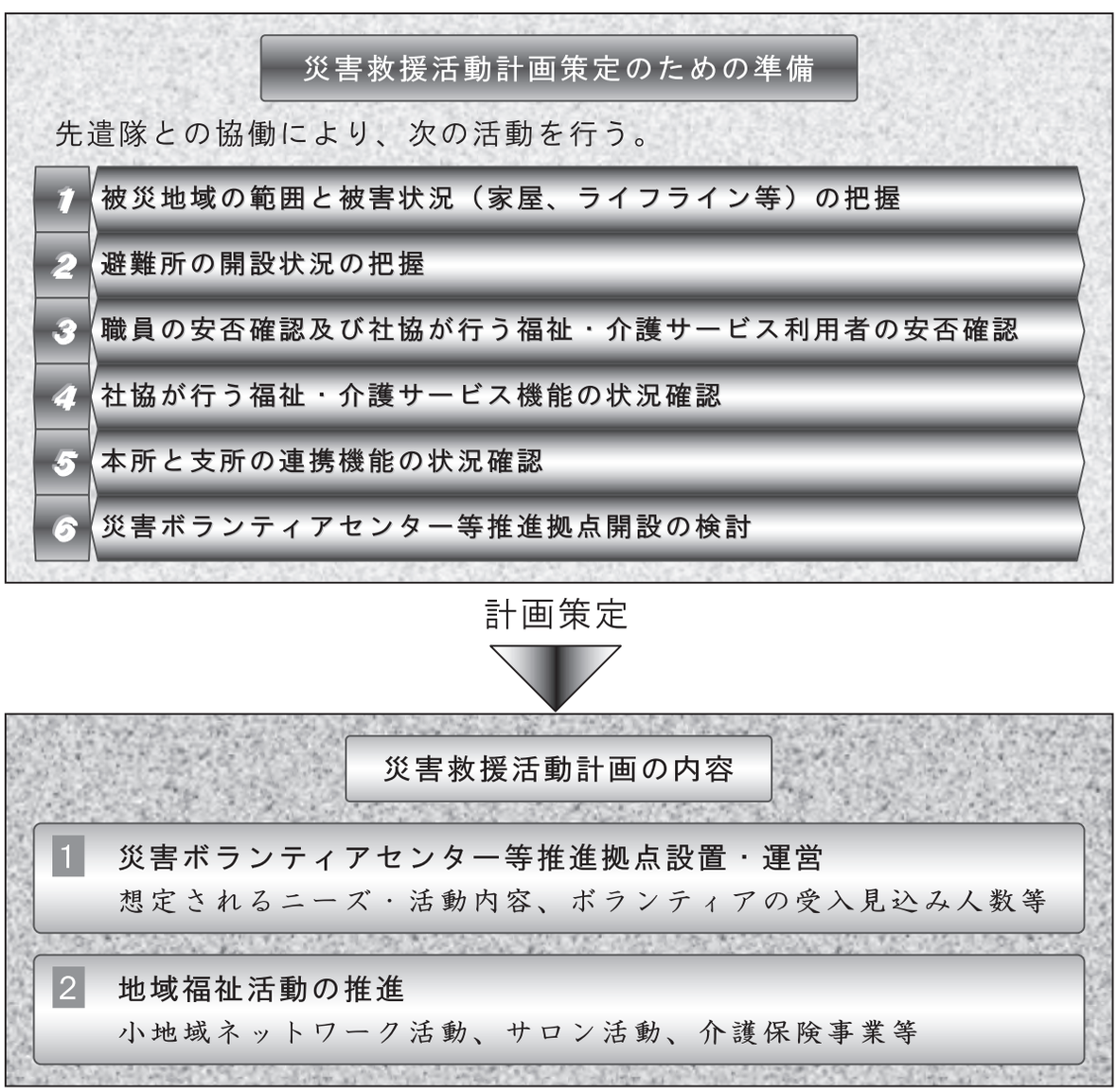

6　災害ボランティアセンター

■　災害ボランティアセンターの運営については、過去を例に見ると、災害救助法が適用となる大規模災害が発生した場合、被災地社協が中心となり、他機関･団体と協働して災害ボランティアセンターを設置するのが一般的となっている。

■　しかし、その“**設置基準については、必ずしも明確な基準があるわけではない**”。ややもすると、被害や住民等の状況把握もままならない中で、大規模災害の発生＝(イコール)災害ボランティアセンターの“**設置ありき**”で動いてしまい、初期の見立ての甘さの結果から、その後の社協活動が円滑に進まなくなる事態も考えられる。

■　社協は、地域福祉を推進する立場として、日ごろから地域に根づいた組織であり、災害時の混乱期のみではなく、その後の復旧や復興までトータルに支援活動を行う組織である。そのため、災害ボランティアセンターにあっては、“**設置ありき**”ではなく、“**自地域の被害状況や地域内の住民相互の助け合いの力を考慮した上で、判断すること**”が望まれる。(平成 20 年岩手･宮城内陸地震の際は、被害状況や地域性を考慮した上で、全国から不特定多数の支援者を受け入れる災害ボランティアセンターとしての運営は行わなかった例もある。)

■　なお、設置にあたっては、社協が日常持ち得ない知識・ノウハウが必要となることから、“**他機関･団体と協働した運営**”が必要ということは前述したとおりである。

Ⅲ　支援社協の活動指針

1　相互支援の内容

(1)　被災直後の被災状況の把握、情報収集及び調査活動

■　発災直後に被災状況の全体像を迅速かつ確実に把握することは、以降の災害救援活動の取り組みに大きな影響を及ぼすことになる。

■　支援社協から先遣隊として派遣される職員は、**“被災地において見知による被災状況を把握”**すると同時に、**“被災地社協や、被災地域の関係機関・団体の人的・物的等の被害状況を情報収集及び調査し、客観的な視点も加味しながら必要とされる相互支援内容等を判断”**しなければならない。

(2)　災害全般に関する情報収集、提供及び発信

■　災害時には、多くの人が情報を求めているため、発災当初から、外部からの問い合わせが殺到することが多い。また、情報の収集及び共有の不足から誤った情報が流れてしまい、それが災害救援活動を損ねる事態になることも過去の災害では見受けられた。

■　このため、災害全般に関する情報収集、提供及び発信に関しては**“被災地社協と連携を密にし、支援社協が組織的に対応する”**必要がある。

■　提供・発信する情報は、**“協定等に基づく相互支援を効果的に進めるための情報”、“外部に対する人的や物的支援の確保に関する情報”、“被災地社協の災害救援活動を不特定多数の人に理解を図り、協働活動を進めるための情報”**等があげられる。

(3)　災害救援活動の開始及び終息に関する情報交換

■　新潟県中越沖地震では、新潟県中越地震を経験した支援社協職員が、自らの経験を基に災害ボランティアセンターの開設や運営、閉鎖に関する情報を、積極的に被災地社協に対し助言するなど、災害ボランティアセンター長の補佐役となりながら支援にあたる姿が見受けられた。また、生活支援相談員の採用時には、新潟県中越地震の被災地で復興支援にあたる生活支援相談員のノウハウの伝達を目的に、被災地社協が実地研修の指導者として受入れた。

■　特に、災害救援活動の開始や終息の時期、**“災害ボランティアセンター等推進拠点の閉鎖後の被災地社協の業務引継ぎなどは、主体となる被災地社協の適切な判断”**が求められる。

■　このような場合、**“適時に支援社協職員の知識・ノウハウを伝達できるような派遣体制の構築”**が望まれる。

(4) 災害ボランティアセンター等推進拠点の設置及び運営

■ 災害ボランティアセンター等推進拠点は、被災地社協が非常体制時に立ち上げる緊急的な組織体であり、過去の例を見てもその設置や運営には多くのノウハウや労力を要することになる。

■ ここでは、**“協働に基づく運営”**が前提であり、様々な外部支援者が訪れることを想定し、十分に互いの意思疎通を図るとともに、**“被災者本位”**、**“地元主体”の理念**を念頭に活動にあたらなければならない。

■ また、支援社協職員は引継ぎをしながら、長期的に推進拠点の支援に関われることなどから、推進拠点における中核的な支援者としての役割が期待される。

(5) 災害時の要援助者等の生活課題の解決に向けた組織的対応

■ 要援助者の安否確認や避難所等への誘導支援が終わったからといって、要援助者への支援が完結したわけではない。一概には言えないが、要援助者は日常的にも生活上なんらかの問題を抱えている場合が多く、**“災害時においてはそれ以上に支援の必要性がある”**と考えられる。

■ また、長期に亘り、避難所や医療機関等、自宅以外の場所に滞在している場合も多い。

■ そのため、社協は要援助者の見守り活動を行うなど、**“生活課題の解決に向けた組織的対応”**が必要とされる。

■ ただし、支援を行う場合は対象者の個人情報保護について十分に配慮しなければならない。

(6) その他、被災地社協を支援するために必要な諸活動

■ 被災地社協は、災害ボランティアセンター等推進拠点の運営等、膨大な業務が発生する。日常の社協業務が災害発生によって中断されるわけではなく、むしろ**“生活福祉資金”**や**“日常生活自立支援事業”**等はニーズが増大し、担当部署が繁忙することも予測される。

■ このため、場合によっては**“社協の通常業務の支援”**も必要となってくる場合も考えられる。

■ 介護保険事業においても同様に支援の発生が予測されるため、**“介護職員等の支援”**も想定しておく必要がある。

■ また、地震や水害など、災害の種別に係わらず災害救援活動に必要とされる資機材の不足が発生した場合は、速やかに確保されなければならない。人的支援のみならず、**“被災地社協のニーズに即した様々な相互支援”**が必要とされる。

2　支援社協職員の派遣

(1) 職員派遣の基準

■　**“被災地社協からの支援要請”**に基づき、県社協は職員の派遣調整を行い、支援社協に対し職員派遣を依頼する。派遣の依頼を受けた支援社協は、県内市町村社協の**“相互扶助の精神に基づき、出来る限り積極的な職員派遣に協力”**する。

■　被災地社協では、災害ボランティアセンター等推進拠点の運営のみならず、復興を見据えた長期間において支援が必要となる場合がある。そのため、派遣された職員は**“被災地社協が求める役割に対し、臨機応変な対応”**が必要とされる。

(2) 支援体制

■　大規模災害では災害救援活動が長期化するため、**“継続した支援体制を整えておく”**必要がある。

■　**“被災地での支援内容に即応できる人材を派遣する”**ことや、継続性が担保できる支援が行われるように、交代時期を重ねることも必要である。

■　また、支援社協は**“派遣職員の一定の質を確保するためにも日頃から研修等へ参加させ、職員の資質向上”**に努める。

(3) 派遣に関わる費用負担

■　支援が長期化すると費用負担も増大するため、支援社協は、平時においてこれに充てるべく**“特定財源等を確保”**する必要がある。

(4) 人材養成及び確保

■　支援社協は、日頃から効果的な相互支援活動に資するため、災害時に備え、**“災害救援活動を的確に遂行できる職員の養成”**に努めなければならない。

■　特に、**“先遣隊員”**は、被災地社協に対し適切な提案や助言をする役割があるため、**“災害救援活動に関する経験や専門知識・技術の習得”**が求められる。

■　これらの災害救援活動に関する人材養成事業の実施は、県社協を主体として進める。

Ⅳ　県社協の活動指針

県社協は、県内社協のネットワークによる相互支援活動を円滑かつ効果的に実行するため、平時又は災害時において、主に、以下の連絡調整機能を担う。

1　情報の収集・提供

- 支援社協に対し、被災状況に関する継続的な情報や職員派遣に関する情報、又は災害救援活動に関する情報等、**“相互支援を円滑に進めるために必要とされる情報を提供（伝達）”**する。
- また、県内外の社協や関係機関・団体等に対し、**“被害情報や被災地住民の生活課題、ボランティアの受入れ等に関して、広域的な情報発信”**を行う。

2　災害時の職員派遣の調整

- **“被災地社協からの支援要請”**に基づき、**「被災地支援を進めるための活動方針」（以下「被災地支援計画」という。）**を策定し、災害ボランティアセンター等推進拠点に必要とされる人材を調整し、支援社協に対し職員派遣を依頼する。
- 主に発災直後、必要と認める場合は被災地社協からの**“支援要請によらず、県社協及び支援社協（市町村社協）の協働による先遣隊を設置し、その派遣体制に関して調整”**を行う。
- さらに、全国社会福祉協議会や関東ブロック内都県・政令指定都市社協等との連携を図り、被災地社協へ職員派遣等に伴う連絡調整の役割を担う。

図７　被災地支援計画の主な内容

1. 相互支援開始から終了までの概ねの期間
2. 災害時要援助者等の生活課題に関するニーズ集約
3. ボランティアの受入見込み人数
4. 災害ボランティアセンター等推進拠点の職員必要人数
5. 支援社協の職員必要人数

3　人材養成及び確保

■　日頃から、効果的な相互支援活動に資するため、**“平時において災害救援活動に関するスキルアップのための養成研修・訓練事業の実施”**に努める。

■　派遣職員の確保と効果的な職員派遣を実施するため、支援社協における派遣可能な職員を登録し管理する。

4　相互支援体制の確立

■　**“迅速かつ効果的な相互支援体制を確立させるための機関を設置”**し、相互支援の内容や、平時における研修体制の整備等に関する事項を協議する。

Ⅴ　日頃の取り組みと心構え

1　災害時の行動基準やマニュアルの策定

■　日頃から、県内社協は災害に備え、災害時の職員行動基準やマニュアル等を定め、それに基づく訓練を実施し、“**非常時に自分がどのように行動をすればよいか、各自社協職員として果たす役割を明確**”にする。

■過去の事例から■

〈地震の場合〉

震度○以上の場合、誰が何処へ出勤し、何を行うのかを予め定めておく必要がある。

〈水害の場合〉

「避難準備情報発令時」、「避難勧告発令時」、「避難指示発令時」に誰が何処へ出勤し、何を行うのかを定めておく必要がある。

2　関係機関との連携

■　県内社協はもちろん各種福祉団体、ＮＰＯ法人、青年会議所等の各種関係機関と“**日頃から顔の見えるネットワークづくり**”に努め、連携を深める。

■過去の事例から■

社協が日常から地域内のＮＰＯ法人との関係が良好であったため、災害ボランティアセンターに多くのＮＰＯ法人が参画し、各セクションを担っていた事例や、青年会議所と協働することにより、人材、物資、資金の確保が容易にできたという事例がある。

3　自治体との関係

■　“**地元自治体の地域防災計画に定められている社協の役割**”を確認し、情報の共有など、連携を十分に図りながら“**被災者本位の支援**”を目指す。

■過去の事例から■

過去の災害を教訓に、行政の地域防災計画の見直しの際には、作業段階から社協が参画し、災害時における社協の役割を明確化するとともに、行政との情報共有システムも明確に定めるに至った事例もある。

4　見守り体制づくり

■　住民の生活支援や住民同士の支え合うコミュニティづくりを役割とする社協は、日頃から要援助者等の見守り活動を行い、**“災害時に備えた体制づくり”**を進める。

■過去の事例から■

休日に災害が発生し、通信手段が途絶えるといった事態により、要援助者への安否確認の依頼、情報伝達が困難を極めた例があった。

しかし、日常から小地域見守りネットワークを行っていたことにより、その協力員が自発的に見守り対象者の安否確認を行った事例がある。

このことにより、日頃の住民同士のつながりがいかに大切か、また、緊急時に自然に安否確認ができるような住民同士の支え合いの仕組みの重要性が再認識できた。

5　人材の養成及び確保

■　先遣活動を担える人材や、災害ボランティアセンター等推進拠点の運営支援ができる人材を養成すると同時に、常時その人材を把握する。

■過去の事例から■

県社協や県災害ボランティア活動連絡協議会等が主催する研修を積極的に受講するとともに、日々の活動を通じ、社協コミュニティワーカーとしての技量を磨いておくことが必要不可欠である。

6　災害ボランティアや防災活動の啓発

■　日頃より、**“災害に強い地域づくり”**を進めるため、防災活動の啓発や災害ボランティア活動の取り組みを、**“住民や関係者に広く啓発”**する。

■過去の事例から■

県内の社協では、地域住民懇談会の際に防災を視点にテーマとして話し合いを行っている例もある。

また、地域住民を対象に災害ボランティア講座や懇談会を実施し、災害ボランティアに関する啓発を行っている社協もある。

社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定

締結関係書類

Ⅰ　協定書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

Ⅱ　協定実施細則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

Ⅲ　災害救援活動連絡会議　設置要領　・・・・・・・・・・・34

社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定

新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び新潟県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、災害時において、社会福祉協議会のネットワークを活かした相互扶助の精神に基づき協定を締結し、災害救援活動を相互に支援するものとする。

（目的）

第１条　この協定は、新潟県内で災害が発生した場合において、被災した地域を所管する社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）による災害救援活動が効率的、効果的に行われるよう、その支援に関し次の必要な事項を定める。

（適用する災害等）

第２条　この協定を適用する災害の種類は、災害対策基本法に定義される災害とする。

２　前項に掲げる災害の規模は、多大な人的及び物的被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じた場合とする。

（相互支援の内容）

第３条　この協定を締結した県社協及び市町村社協（以下「協定社協」という。）は、次に掲げる事項について、相互に支援する。

⑴　被災直後における被災状況の把握、情報収集及び調査活動

⑵　災害全般に関する情報収集、提供及び発信

⑶　災害救援活動の開始及び終息に関する情報交換

⑷　災害ボランティアセンター等推進拠点の設置及び運営

⑸　災害時要援助者等の生活課題の解決に向けた組織的対応

⑹　その他、被災地社協を支援するために必要と認められる諸活動

（支援の要請）

第４条　この協定に基づく支援を受けようとする被災地社協の長（以下「被災地社協会長」という。）は、県社協の長（以下「県社協会長」という。）に要請する。

（支援の決定）

第５条　この協定に基づく相互支援の適否は、第４条に定める支援の要請に基づき、県社協会長が決定する。

（支援の期間）

第６条　被災地社協への支援する期間は、県社協会長と被災地社協会長との協議の上、決定する。

（職員の養成及び確保）

第７条　協定社協は、この協定に基づく相互支援が円滑に行われるよう、災害時に備え、災害救援活動を的確に遂行できる職員を養成及び確保しなければならない。

（連絡調整）

第８条　県社協は、平時又は災害時において、協定社協（県社協を除く。）と相互支援に関する連絡調整を厳密に行う。

（連絡会議の設置）

第９条　災害時の迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、連絡会議を設置する。

２　連絡会議の具体的な運営については別に定める。

（経費の負担）

第 10 条　この協定に基づく支援に要する費用は、原則として支援する協定社協の負担とする。

（その他）

第 11 条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、連絡会議において定める。

附則

この協定は、平成　年　月　日から適用する。

社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定実施細則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定（以下「協定」という。）の締結に伴い、協定の実施に必要な細則を定める。

第２章　職員の派遣等

（職員の派遣）

第２条　協定社協は、協定第３条に掲げる相互支援について、職員を派遣することがある。

（職員の登録・変更）

第３条　協定社協（県社協を除く。）は、別記様式１「災害救援活動に関する派遣職員届出書」により、災害時において派遣が可能である職員をあらかじめ県社協に登録（以下「派遣登録職員」という。）する。

２　派遣登録職員の登録事項の変更及び削除、又は登録したい職員の新規登録は、随時行う。

（登録の区分）

第４条　県社協は、派遣登録職員を別表１に掲げる区分により管理する。

（任務）

第５条　派遣登録職員の任務は、次に掲げる事項とする。

⑴　災害ボランティアセンターの運営

⑵　ボランティアの受入調整

⑶　ボランティアコーディネート

⑷　その他、被災地社協が行う災害救援及び通常業務に関する諸活動

第３章　先遣隊

（設置）

第６条　協定社協は、協定第３条第１号に掲げる支援を迅速かつ効率的に行うため、先遣隊（以下「隊」という。）を設置する。

（構成員）

第７条　隊の構成員（以下「隊員」という。）は、次の各号のいずれの条件をも有する者とする。

⑴　過去の災害救援活動の日数が概ね30日以上であること

⑵　災害ボランティアセンターの開設に携わった経験を有していること

（隊員の任用）

第８条　協定社協は、第４条別表１に掲げる「上級者」（以下「上級者」という。）に区分された者のうち、前条に掲げる資格を有する者を隊員に任用する。

２　協定社協が必要と認めた場合は、上級者のうちから隊員と同等の資格を有していると認める者を隊員に任用することができる。

（隊の編成）
第９条　隊の編成は、１隊につき、県社協及び市町村社協の隊員をあわせた４人の定数とする。ただし、被災した地域が広域にわたる場合などの理由により、隊の数を多く派遣しなければならない場合は、この限りでない。
（隊（員）の任務）
第10条　隊（員）の任務は、次に掲げる事項とする。ただし、任務を適正かつ確実に遂行するため、被災地社協との協働のもと、別記様式２「先遣活動項目確認表」に基づき活動を行う。
⑴　被災状況の情報収集及び調査活動
①　被災地域の被害状況
②　被災地社協の被害状況
⑵　被災地社協への提案及び助言活動
①　地域福祉・ボランティア推進部門による災害対応
②　災害ボランティアセンターの設置及び運営
③　協定社協及び県外社協による支援の必要性
⑶　その他、被災地社協への支援を円滑に行うために必要な諸活動
（派遣の決定）
第11条　県社協会長は、迅速的な対応に努めるため、協定第４条（支援の要請）及び第５条（支援の決定）の定めに関わらず、隊の派遣を決定することができる。
（隊の解散）
第12条　県社協会長が、第10条に掲げる任務が確実に遂行されたと認めたときは、隊を解散する。

第４章　派遣登録職員の派遣依頼及び命令

（派遣の依頼）
第13条　県社協会長は、協定社協会長（県社協会長及び被災地社協会長を除く。）に対して、職員の派遣を依頼する。
（派遣職員の選出）
第14条　協定社協会長は、派遣登録職員のうちから派遣が可能な者（以下「派遣職員」という。）を選出する。
（派遣命令）
第15条　派遣職員は、所属する社協の長（以下「所属社協会長」という。）の命を受けて第５条又は第10条に掲げる任務に就く。
（派遣する期間）
第16条　派遣職員（隊員を除く。）を派遣する期間は、協定第６条に定めるところによる。

第５章　派遣職員に関わる指揮及び服務

（指揮権限の委譲）
第17条　所属社協会長は、派遣職員に関わる指揮権限を派遣先の被災地社協会長に委譲する。

（服務）
第18条　派遣職員の服務は、派遣先の被災地社協が定める遵守事項等を適用する。
２　派遣職員は、被災地社協会長の命に従い任務を遂行する。

第６章　派遣職員に関わる災害補償

（災害補償）
第19条　派遣職員が任務の遂行上において事故（負傷、疾病、死亡等）が生じた場合、原則として派遣する協定社協が本人又はその遺族に対して、必要な補償を行う。

第７章　連絡調整

（連絡調整）
第20条　県社協は、協定第８条の定めに基づき、次に掲げる事項について連絡調整を行う。
⑴　平時における連絡調整
①　緊急時の連絡網
②　派遣職員の養成及び確保
③　その他、日常的取り組みに必要な事項
⑵　災害時における連絡調整
①　被災地社協の被災状況
②　支援の決定及び支援の期間
③　派遣職員（隊員を除く。）
ア　派遣が可能な派遣職員数
イ　派遣する期間
ウ　その他、派遣に関する必要な調整事項
④　先遣隊（員）に関する調整
ア　派遣する隊の編成
イ　派遣する期間
ウ　その他、派遣に関する必要な調整事項
⑤　その他、支援を円滑に行うために必要な事項

第８章　雑則

（細則の変更）
第21条　この細則に定めのない事項は、協定第９条に定める連絡会議において定める。

附則
この細則は、協定が締結された日から適用する。

［別表１］

派遣職員の管理区分

区　分	区　分　す　る　目　安	備　　考
上　級　者	上級者とは、次のいずれかの項目に該当する者とする。 ①　過去の災害救援活動の日数が概ね30日以上であること。 ②　災害ボランティアセンターの開設に携わった経験を有していること。 ③　災害救援活動の経験を有していなくても、災害救援活動に関する研修会（上級編）の受講を終了していること。	①及び②の項目に該当する者を原則として先遣隊員に任用する。
中　級　者	中級者とは、次のいずれかの項目に該当する者とする。 ①　過去の災害救援活動の日数が概ね10日以上30日未満であること。 ②　災害救援活動の経験を有していなくても、災害救援活動に関する研修会（中級編）の受講を終了していること。	
初　級　者	初級者とは、次のいずれかの項目に該当する者とする。 ①　過去の災害救援活動の日数が概ね10日未満であること。 ②　災害救援活動の経験を有していなくても、災害救援活動に関する研修会（初級編）の受講を終了していること。	

［別記様式1］

■■■■■■■　災害救援活動に関する派遣職員　届出書　■■■■■■■

新規　・　変更　・　削除

	市町村名	氏　名	役　職	活　動　の　経　歴	経　験 延日数	区分	備　考
1						上級 ・ 中級 ・ 初級	
2						上級 ・ 中級 ・ 初級	
3						上級 ・ 中級 ・ 初級	
4						上級 ・ 中級 ・ 初級	
5						上級 ・ 中級 ・ 初級	

※「区分」欄はいずれかの区分に〇印をつける。

※本届出書に記入した個人情報は、「社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定」に基づく相互支援を目的にのみ利用します。

［別記様式２］

★★★★★　先遣活動項目確認表　★★★★★

【先遣隊員へのお願い】
　この表中に掲げる項目は、先遣隊の役割である被災地社協に対する提案及び助言をするための判断基準となるもので、災害対策本部や関係機関から、又は自らの見知による情報収集活動をもとに、できる限り正確な状況等を把握し、県社協に報告願います。

★★★★★　先遣活動項目確認表　★★★★★

【先遣先社協名：　　社協　　支所】【記入日時：　月　日　時　分】(派遣　　日目)

1　被災地の状況

①　家屋等の被災状況　　情報源：（　　）

全壊・床上浸水　棟	大規模半壊　棟	半壊　棟	一部損壊・床下浸水　棟
住宅以外　棟			
特記事項　　情報収集時刻（　：　）			

②　ライフラインの被災状況　　情報源：（　　）

電気（停電戸数）　戸	ガス（停止戸数）　戸	上水道（停止戸数）　戸	下水道（停止戸数）　戸
電話（停止戸数）　戸	主要道路寸断箇所　ヶ所		
特記事項　　情報収集時刻（　：　）			

③　公共交通機関の被災状況（外部からのアクセス確認のため）　　情報源：（　　）

鉄道　利用可・利用不可	主要道路（国道）　利用可・利用不可	高速道路　利用可・利用不可	（　　）　利用可・利用不可
特記事項　　情報収集時刻（　：　）			

④　避難所の設置状況　　情報源：（　　）

避難所数　ヶ所	内、福祉避難所　ヶ所		
人避難	人避難		
特記事項　　情報収集時刻（　：　）			

⑤　社会福祉施設等の被災状況　　情報源：（　　）

児童福祉施設　ヶ所	学校　ヶ所	障がい者施設　ヶ所	老人福祉施設等　ヶ所
グループホーム　ヶ所	医療施設　ヶ所	公共施設　ヶ所	（　　）　ヶ所
（　　）　ヶ所	（　　）　ヶ所	（　　）　ヶ所	（　　）　ヶ所
特記事項　　情報収集時刻（　：　）			

★★★★★　先遣活動項目確認表　★★★★★

2　被災地社協の状況

①　被災地社協職員の安否確認作業の進捗状況　情報源：（　　）

職員総数	確認済職員数	内、避難所	未確認職員数
人	人	人	人

特記事項

情報収集時刻（　　：　　）

②　社協サービス対象者の安否確認作業の進捗状況　情報源：（　　）

独居世帯	高齢者世帯	障がい者世帯	（　　）
人中　人	人中　人	人中　人	人中　人

特記事項

情報収集時刻（　　：　　）

③　本所と支所機能の連携や指揮命令機能の状況　情報源：（　　）

支所数	支所長が非常勤	施設使用不能支所	対応不能支所
支所	支所	支所	支所

特記事項

情報収集時刻（　　：　　）

④　社協サービスの機能の状況（不可の場合は下段に支所数を記入）　情報源：（　　）

法人運営	地域福祉事業	日常生活自立支援事業	貸付事業
対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可
支所	支所	支所	支所
施設管理	（　　）	（　　）	（　　）
対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可
支所	支所	支所	支所
（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可
支所	支所	支所	支所

介護サービス事業等

ケアマネ	ホームヘルプ	デイサービス	訪問入浴
対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可
支所	支所	支所	支所
訪問看護	（　　）	（　　）	地域包括支援センター
対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可	対応可・対応不可
支所	支所	支所	支所

特記事項

情報収集時刻（　　：　　）

★★★★★　先遣活動項目確認表　★★★★★

3　災害救援活動拠点開設の要否の調査　及び　提言・助言

①　災害ボランティア活動の可否　情報源：（　　）

緊急性 高　・　中　・　低	大量ニーズの可能性 有　・　無	被災者からの問合せ 有　・　無	地元対応の可能性 可　・　不可
被災範囲 広域・分散・狭小	行政からの設置要請 有　・　無		
特記事項 情報収集時刻（　：　）			

②　外部支援者の協力状況　情報源：（　　）

JC 有　・　無	NPO 有　・　無	ボランティア 有　・　無	（　　） 有　・　無
協力申出のコンタクト 有　・　無	←　有の場合、団体名		
特記事項 情報収集時刻（　：　）			

③　事前調査内容の現地確認　情報源：（　　）

災害VC職員体制確保 可　・　不可	マニュアル 有　・　無	関係機関団体との連携 有　・　無	避難所運営 有　・　無
特記事項 情報収集時刻（　：　）			

④　災害ボランティアセンター設置に関する助言（人・もの・カネ）　情報源：（　　）

スタッフ確保 可　・　不可	災害VC設置場所 有　・　無	活動資材 有　・　無	活動資金 有　・　無
特記事項 情報収集時刻（　：　）			

⑤　災害ボランティアセンター運営に関する助言（行政連携は大前提）　情報源：（　　）

・スタッフ確保	・災害VC体制	・設置場所、設置数	・設置期間
・活動資金等	・運営方針等	・地域の協力体制	・協働体制の整備
・短期的展望	・活動保険	・記録管理(名簿、資料)	・マスコミ対応等
特記事項 情報収集時刻（　：　）			

⑥　地域・ボランティア推進部門による災害対応に関する助言　情報源：（　　）

・緊急性	・地域性	・既存組織力	・行政との情報共有
特記事項(※災害ボラセン設置しない場合) 情報収集時刻（　：　）			

★★★★★　先遣活動項目確認表　★★★★★

4　その他必要と思われる活動

①　県内社協ネットワーク支援の必要性　情報源：（　　）

・被災社協の体制確認	・必要人数	・役割分担	・その他

特記事項　情報収集時刻（　　：　　）

②　県外社協ネットワーク支援の必要性　情報源：（　　）

・県内支援社協の体制	・必要人数	・役割分担	・その他

特記事項　情報収集時刻（　　：　　）

③　県社協職員支援（常駐）の必要性　情報源：（　　）

・連絡要員の必要性	・情報発信	・マスコミ対応	・その他

特記事項　情報収集時刻（　　：　　）

④　災害ボランティア活動の中長期的展望（終息期を見据えたもの）　情報源：（　　）

・ニーズの変遷	・復興状況	・避難所状況	・仮設移動
・見守り活動	・地域力維持向上	・その他	

特記事項　情報収集時刻（　　：　　）

⑤　先遣的活動終了後の引継ぎ業務　情報源：（　　）

・災害VC短期的展望	・受入調整	・支援社協の役割分担	・活動方針策定助言

特記事項　情報収集時刻（　　：　　）

⑥　本部報告　情報源：（　　）

・県内外への情報発信	・支援体制確保	・関係機関の連携調整	・その他

特記事項　情報収集時刻（　　：　　）

⑦　他の先遣隊との連携業務　情報源：（　　）

・情報共有	・災害VC設置状況	・社協支援状況	・その他

特記事項　情報収集時刻（　　：　　）

注1）この活動に関する情報等は、随時、県社協に報告すること。
注2）このシートは、活動終了後、県社協へ提出すること。

社会福祉協議会における災害救援活動連絡会議　設置要領

1　目的

社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定（以下「協定」という。）第９条の規定により設置する連絡会議について、必要な事項を定める。

2　連絡会議の協議事項

連絡会議は、災害時の迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、次に掲げる事項を協議する。

(1) 協定第３条に規定する相互支援の内容(以下「相互支援」という。)に関する事項
(2) 相互支援に係る職員の派遣に関する事項
(3) 協定第８条に規定する連絡調整に関する事項
(4) 協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項
(5) その他、災害時の迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るために必要な事項

3　連絡会議の定数及び構成

(1) 連絡会議の委員（以下「委員」という。）定数は、６人とする。
(2) 委員の構成は、次に掲げる者を県社協会長が委嘱する。
　ア　協定を締結した市町村社協事務局長　５人
　イ　県社協常務理事・事務局長　１人

4　委員の選任

委員は、県社協会長が選任する。

5　委員の任期

(1) 委員の任期は、２年とする。
(2) 委員は、再任されることができる。

6　運営

(1) 連絡会議には、委員長及び副委員長各１人を置く。
(2) 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
(3) 委員長は連絡会議を代表し、会務を統括する。
(4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7　会議・議事

(1) 連絡会議は県社協会長が招集し、委員長が議長となる。
(2) 連絡会議は、年２回開催する。

8　必要な組織の設置

連絡会議は、第２条に規定する事項について調査、研究及び検証を行うため、必要な組織を置くことができる。

9　事務

連絡会議の事務は、県社協地域福祉課が行う。

附則

この要領は、協定を締結した日から適用する。

社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討会

活動報告

Ⅰ　社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討事業について　・・・・・・・・・・・・37

Ⅱ　社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討会　検討委員及び作業部員名簿　・・39

Ⅲ　社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討会　設置要領　・・・・・・・・・・・・40

社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討事業について

1　事業の経緯

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震や平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震をはじめ、当県は全国の都道府県と比較しても数多くの自然災害に見舞われてきた。そのたびに被災地社協、非被災地社協、県社協の協働のもと災害ボランティアセンターの運営支援や地域復興を推進してきた。

これらの活動に関して、当会に設置した「新潟県中越沖地震における災害救援活動検証プロジェクトチーム」では、新潟県中越沖地震における社会福祉協議会の活動の課題や実例をもとに検証をおこなったところ、発災直後の先遣活動のあり方や派遣される市町村社協職員の役割、計画的・効率的な人材派遣体制のあり方など、様々な課題が浮き彫りとなった。

その諸課題を解決する手立てとして被災地を波状的・重層的に支援するためには、新潟県社協及び市町村社協のネットワークによる相互支援をより強固にし、そのメリットを最大限に活かすことが必要であり、それぞれが担う役割を明確にすることにより、最も良い災害救援活動のあり方を見出すことが可能となる。

このため、被災地へ円滑な支援を行い、迅速かつ効率的な人材派遣システムを確立化させることを目的に、「社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討会設置要領」に基づき以下の検討を行った。

2　検討の経過

日　時	会議等	協議報告・事業内容
6月30日	第1回社会福祉協議会の災害時における人材派遣システム のあり方に関する検討会（以下「検討会」）の開催	・正副委員長の選任について ・災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討の進め方について ・社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方について
7月7日	第1回社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討作業部会（以下「作業部会」）の開催 （合同協議の後、グループ別協議）	・第1回検討会の議事概要について ・災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討の進め方について ・社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方について
8月4日	第2回作業部会〔Cグループ〕の開催	・Aグループ作業・検討経過報告 ・市町村社協調査の実施について ・災害救援活動計画の必要性、支援要請の判断基準等について
8月8日	第2回作業部会〔Bグループ〕の開催	・Aグループ及びCグループ作業・検討経過報告 ・市町村社協調査の実施について ・先遣活動の役割、判断基準、決定等について
8月11日	第2回作業部会〔Aグループ〕の開催	・Bグループ及びCグループ作業・検討経過報告 ・市町村社協調査の実施について ・活動指針に盛り込む項目について
8月19日 ～ 8月28日	「市町村社会福祉協議会における災害対応等に関する調査」の実施	・社会福祉協議会における災害時の人材派遣システムのあり方に関する意向や実態等に関する調査を実施
9月9日	第3回作業部会の開催 （グループ別協議）	〔Aグループ〕 ・活動指針の具体的内容について 〔Bグループ〕 ・先遣活動の編成、期間、人選、確保、名簿管理等について 〔Cグループ〕 ・派遣職員の期間、派遣日数、ローテーション、役割、経費負担等について 〔B及びCグループ合同協議〕 ・派遣に伴う支援体制について

日　時	会議等	協議報告・事業内容
10月17日	第4回作業部会の開催 （合同協議）	・ 社会福祉協議会における災害救援活動推進のための指針（案） ・ 社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定（案）について ・ 協定締結社協におけるマニュアル（案）について
11月7日	第5回作業部会の開催 （リーダー及びサブリーダーが参集）	・ 社会福祉協議会における災害救援活動推進のための指針（最終案） ・ 社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定（最終案）について ・ 協定締結社協におけるマニュアル（最終案）について 今後のスケジュール等について
11月19日	第2回検討会の開催	・ 作業部会の検討結果等について ・ 社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互協定（案）について ・ 今後のスケジュール等について
11月21日	第3回検討会の開催(書面表決)	・ 第2回検討会の協議結果に基づく「社会福祉協議会の災害救援活動に関する相互支援協定」等の改正について

※ 作業部会の役割分担
- □ Aグループ・・・社会福祉協議会の災害時における災害救援活動指針の作成
- □ Bグループ・・・被災情報の把握・収集及び先遣活動について
- □ Cグループ・・・災害救援活動を効率的に行うための支援体制の整備について
  派遣に伴う活動経費の負担について

社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討会

検 討 会 委 員 名 簿

No.	社 協 名	役職名	氏 名	備 考
1	新潟県社会福祉協議会	常務理事・事務局長	大口 弘人	委員長
2	新潟市社会福祉協議会	常務理事・事務局長	仁多見 浩	副委員長
3	上越市社会福祉協議会	常務理事・事務局長	倉石 忠一	
4	柏崎市社会福祉協議会	事務局長	浅野 泰彦	
5	佐渡市社会福祉協議会	常務理事・事務局長	浅井 賀康	
6	湯沢町社会福祉協議会	事務局長	南雲 實	

作 業 部 員 名 簿

No.	社 協 名	職 名	氏 名	備 考
1	新潟県社会福祉協議会	地域福祉課長	内田 達男	座長
2	新潟市社会福祉協議会	ボランティアセンター所長	高橋 桂子	Aグループリーダー
3	長岡市社会福祉協議会	総務係・福祉事業係主査	本間 和也	Aグループサブリーダー
4	新発田市社会福祉協議会	事業係係長	斉藤 徹	Aグループメンバー
5	田上町社会福祉協議会	福祉推進課主事	亀山 良彦	〃
6	湯沢町社会福祉協議会	事務局主事	角谷 洋	〃
7	新潟県社会福祉協議会 （非常体制時の組織班）	地域福祉課主査 （情報班）	中原 敦子	〃
8	魚沼市社会福祉協議会	地域福祉課長	星野 司	Bグループリーダー
9	三条市社会福祉協議会	福祉係長	鍋島 弘樹	Bグループサブリーダー
10	胎内市社会福祉協議会	地域福祉係長	鈴木 るみ	Bグループメンバー
11	出雲崎町社会福祉協議会	福祉活動専門員・主任	遠藤 里美子	〃
12	新潟県社会福祉協議会 （非常体制時の組織班）	福祉人材課主査 （連絡班）	笹川 直樹	〃
13	上越市社会福祉協議会	地域福祉課長	菅原 正道	Cグループリーダー
14	十日町市社会福祉協議会	川西支所長	長野 和明	Cグループサブリーダー
15	柏崎市社会福祉協議会	地域福祉係長	大塚 真光子	Cグループメンバー
16	妙高市社会福祉協議会	妙高支所長	丸山 里亜子	〃
17	佐渡市社会福祉協議会	地域福祉係長	池 知子	〃
18	新潟県社会福祉協議会 （非常体制時の組織班）	総務企画課主査 （災害ボランティア班）	佐藤 正弥	〃

事 務 局

No.	社 協 名	職 名	氏 名	備 考
1	新潟県社会福祉協議会	事務局次長	川上 肇	
2	〃	地域福祉課課長代理	横堀 直樹	
3	〃	福祉介護サービス調査課主任	勢能 渉	Aグループ担当
4	〃	総務企画課主任	河野 弘輝	Cグループ担当
5	〃	地域福祉課主事	坂野 健一郎	〃
6	〃	福祉サービス運営適正化 委員会 事務局主事	寺口 祐司	Bグループ担当

社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムの

あり方に関する検討会　設置要領

（目　的）

第１条　社会福祉協議会の災害時における人材派遣システムのあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）は、災害時における効率的な人材派遣システムのあり方や派遣に備えた人材養成について検討し、今後の被災地救援活動の向上に資することを目的とする。

（検討会の定数及び構成）

第２条　検討会の定数は、６名とする。

２　検討委員の構成は、次に掲げる者を会長が委嘱する。

(1) 市町村社会福祉協議会事務局長

(2) 新潟県社会福祉協議会常務理事・事務局長

（運　営）

第３条　検討会に委員長、副委員長各１名を置く。

２　委員長・副委員長は委員の互選とする。

３　委員長は検討会を代表し、検討会を統括する。

４　委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

（会議・議事）

第４条　検討会は新潟県社会福祉協議会長が招集し、委員長が議長となる。

２　検討会は、年３回開催する。

（作業部会）

第５条　人材派遣システムに関する研究・協議を行うため作業部会を設置する。

２　作業部員の構成は、市町村社会福祉協議会及び新潟県社会福祉協議会職員１７名を新潟県社会福祉協議会常務理事・事務局長（以下「県社協常務理事」という。）が選任する。

３　作業部会は、県社協常務理事が招集し、同社協地域福祉課長が座長となる。

４　作業部会は、検討会から指示のあった検討事項について研究・協議し、その結果を検討会へ報告するものとする。

５　作業部会は、年６回開催する。

（事　務）

第６条　検討会の事務は、県社協地域福祉課が行う。

新潟県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結に向けての指針

平成 20 年 12 月

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
〒950-8575　新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号
新潟ユニゾンプラザ 3 階
TEL　０２５－２８１－５５２０
FAX　０２５－２８１－５５２９